

フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド (Phillip-Aizawa Trust Thai Fund)

ケイマン籍契約型外国投資信託(米ドル建て)

交付目論見書 平成19年 9 月 < 訂正事項分 >

1 フィリップ - アイザワ トラスト タイファンドの受益証券の募集については、管理会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年11月15日に関東財務局長に提出しており、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年11月27日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年9月28日に関東財務局長に提出しております。

2 請求目論見書（請求目論見書の記載項目等については、この交付目論見書の第二部 ファンド情報の「第4 ファンドの詳細情報の項目」をご参照ください。）は、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、投資者が請求を行った場合にはその旨の記録をしておくものですが、便宜上、この交付目論見書と併せて掲載しておりますのでご利用ください。

（注） 請求目論見書とは、証券取引法15条第3項の規定により、投資者から同法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書の交付の請求があったときには、直ちに、交付する目論見書です。

3 「フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド」の受益証券の価格は、同ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響をうけます。したがって、純資産価額は変動しますので元本が保証されるものではありません。これらの運用による損益は全て投資者の皆様様に帰属します。

本書において、「証券取引法」（昭和23年法律第25号）との記載は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行後は、「金融商品取引法」と読み替えます。また、本書において、「金融商品取引法施行後」または「改正投信法施行後」とあるのは、上記証券取引法等の一部を改正する法律ならびにこれに関連して改正される政令および内閣府令等の施行後のことをいいます。なお、同法は平成18年6月14日に公布されておりますが、同法の施行は平成19年9月30日からとされています。

金融商品取引法施行後においては、証券取引法および改正前の投資信託及び投資法人に関する法律ならびにこれらに関連する政令および内閣府令等の規定に関する記載は、特段の記載がない場合、対応する金融商品取引法および改正後の投資信託及び投資法人に関する法律ならびにこれらに関連する政令および内閣府令等の規定に関する記載とします。

1 交付目論見書の訂正理由

平成19年9月28日に半期報告書および有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、平成18年12月付交付目論見書(以下「原交付目論見書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正するものであります。

なお、本訂正事項分の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 訂正箇所および訂正事項

	頁
表紙	1
第一部 証券情報	
(8) 申込取扱場所	1
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	2
4 手数料等及び税金	2
5 運用状況	2
7 管理及び運営の概要	4
第2 財務ハイライト情報	5

訂正箇所は、_____下線により示します。

表紙

(前略)

有価証券届出書および有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所 該当事項なし

本書において、「証券取引法」(昭和23年法律第25号)との記載は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行後は、「金融商品取引法」と読み替えます。また、本書において、「金融商品取引法施行後」または「改正投信法施行後」とあるのは、上記証券取引法等の一部を改正する法律ならびにこれに関連して改正される政令および内閣府令等の施行後のことをいいます。なお、同法は平成18年6月14日に公布されていますが、同法の施行は平成19年9月30日からとされています。

金融商品取引法施行後においては、証券取引法および改正前の投資信託及び投資法人に関する法律ならびにこれら関連する政令および内閣府令等の規定に関する記載は、特段の記載がない場合、対応する金融商品取引法および改正後の投資信託及び投資法人に関する法律ならびにこれらに関連する政令および内閣府令等の規定に関する記載とします。

第一部 証券情報

(8) 申込取扱場所(原交付目論見書2頁)

藍澤證券株式会社(以下「アイザワ証券」または「販売会社」といいます。)

東京都中央区日本橋一丁目20番3号

(注1) 上記販売会社の日本における本支店および販売会社の指定するその他販売取扱会社(以下「販売取扱会社」といいます。)の本支店において、申込みの取扱いを行います。

(注2) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受け入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次証券会社^(注3)および(または)取次登録機関をいいます。

(注3) 金融商品取引法施行後は、取次証券会社を「取次金融商品取引業者」と読み替えます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

4 手数料等及び税金(原交付目論見書17頁)

(3) 管理報酬等

受託会社報酬

受託会社は、各評価日に計算される純資産価額の年率0.1%の割合の報酬の支払いを受けます。この報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。ただし、この報酬は、毎月最低でも1,500米ドル支払われます。さらに、受託会社は、通常の基準による評価手数料および取引手数料を請求する権利を有します。加えて、受託会社は、サブ・ファンドの設定に関し、当初報酬として4,000米ドルを上限として請求する権利を有します。当初報酬は、当初募集期間の終了後、可能な限り速やかに支払われます。また、受託会社は、サブ・ファンドの登録事務代行会社として、年2,500米ドルを超えない額(毎月後払いで比例配分に基づき支払われます。)も請求します。受託会社は登録事務代行会社として、受益証券の申込み・買戻しおよび受益者への分配(もしあれば)の手続きに関する取引手数料の支払いを受ける権利も有します。これらの報酬は、サブ・ファンドにより支払われます。副保管会社の任命に関するすべての報酬または手数料(取引手数料は米国市場銘柄について取引当り25米ドル、タイ市場銘柄について取引当り50米ドル、シンガポール市場銘柄について取引当り50米ドル、副保管報酬は米国市場銘柄について0.015%、タイ市場銘柄について0.05%、シンガポール市場銘柄について0.05%)、当該副保管会社が負担する経費、ならびに受託会社および管理事務代行会社のすべての立替費用も、サブ・ファンドが負担します。

5 運用状況(原交付目論見書22頁)

以下の内容に更新されます。

(1) 投資状況(地域別の投資状況)

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド(Phillip-Aizawa Trust Thai Fund)(以下、「フィリップ・アイザワトラスト」を「ファンド」、「タイファンド」を「サブファンド」といいます。)の運用状況は次のとおりです。

(2007年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	37,908,824.72	76.17
現金・その他の資産(負債控除後)		11,858,841.38	23.83
総計(純資産総額)		49,767,666.10 (5,919百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2007年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=118.94円)によります。以下、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(注3) ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、別段の記載がない限り四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(3) 運用実績

純資産の推移

サブ・ファンドの運用開始日(2007年1月5日)より2007年7月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2007年1月末日	19,017,027.87	2,261,885,295	100.46	11,949
2月末日	21,330,957.33	2,537,104,065	102.55	12,197
3月末日	22,781,660.63	2,709,650,715	104.67	12,449
4月末日	24,797,263.44	2,949,386,514	108.91	12,954
5月末日	27,417,694.61	3,261,060,597	116.17	13,817
6月末日	29,448,159.18	3,502,564,053	120.67	14,352
7月末日	49,767,666.10	5,919,366,206	132.02	15,702

(注) 純資産総額および1口あたり純資産価格は、募集目論見書に従って計算されており、管理報酬、受託者報酬およびその他の運営費用がその発生時に費やされるものとして作成された財務書類において表示されている数値と異なります。

分配の推移

該当事項はありません。(2007年7月末日現在)

収益率の推移

計算期間	収益率(注)
2007年1月5日から2007年7月末日まで	32.02%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当り純資産価格(当該計算期間の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当初発行価格(100米ドル)

7 管理及び運営の概要

(前略)

<p>(6) 開示制度の概要</p>	<p>ケイマン諸島における開示</p> <p>ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドの詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に提出しなければなりません。</p> <p>ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。</p> <p>日本における開示</p> <p>ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「交付目論見書」)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)を交付しなければなりません。管理会社は、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。</p> <p>管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合において、その変更の内容が重大なものである場合は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を変更30日前までに公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を日本の知られたる受益者に交付しなければなりません。ただし、かかる書面をすべての日本の受益者に交付したときは、公告することを要しません。</p> <p><u>なお、平成18年6月14日に改正された投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(「改正投信法」)の施行後は、前段落の記載を、「管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。」に読み替えます。</u></p> <p>管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。</p> <p>ファンドの運用報告書は、日本の<u>知れている</u>受益者に交付されます。</p>
--------------------	---

(後略)

第2 財務ハイライト情報(原交付目論見書27頁)

以下の中間財務書類の抜粋が追加されます。

フィリップ - アイザワ トラスト タイフアンド

- a. 本書記載のフィリップ - アイザワ トラスト タイフアンドの邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」といいます。）は、香港において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」といいます。）を翻訳したものです。フィリップ - アイザワ トラスト タイフアンドの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第74条第4項但し書の規定が適用されています。
- b. 原文の中間財務書類は、独立監査人の監査を受けていません。
- c. 邦文の中間財務書類には、原文の中間財務書類中の米ドル表示の金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2007年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル = 118.94円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は切り捨てされています。

フィリップ - アイザワ トラスト タイフアンド
 中間貸借対照表

2007年6月30日現在

	(米ドル)	(千円)
資産の部		
投資有価証券	28,178,162.28	3,351,510
未収入金	1,158,837.96	137,832
現金及び現金同等物	4,167,012.45	495,624
未償却創立費	89,196.68	10,609
資産合計	33,593,209.37	3,995,576
負債の部		
未払受託報酬	7,977.18	948
未払管理報酬	2,392.62	284
未払投資運用報酬	414,689.48	49,323
未払販売報酬	11,963.06	1,422
未払代行協会員報酬	4,785.22	569
未払金および未払費用	3,704,303.15	440,589
負債合計	4,146,110.71	493,138
純資産	29,447,098.66	3,502,437
純資産内訳		
元本	29,720,678.40	3,534,977
利益剰余金(欠損金)	(273,579.74)	(32,539)
	29,447,098.66	3,502,437

フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド
 中間損益計算書

自 2007 年 1 月 5 日 (運用開始日) 至 2007 年 6 月 30 日

	(米ドル)	(千円)
収益		
受取利息	106,191.28	12,630
受取配当	443,180.75	52,711
投資及び金融派生商品からの利益	4,756,595.04	565,749
外国為替純差益	57,439.23	6,831
	<u>5,363,406.30</u>	<u>637,923</u>
費用		
受託報酬	21,192.80	2,520
保管費及び銀行手数料	4,983.79	592
管理事務代行報酬	3,658.54	435
管理報酬	11,317.20	1,346
投資運用報酬	578,045.77	68,752
販売会社報酬	56,585.99	6,730
代行協会員報酬	22,634.38	2,692
監査報酬	10,294.59	1,224
創立費償却	92,416.25	10,991
その他営業費用	11,139.98	1,324
	<u>812,269.29</u>	<u>96,611</u>
営業収益	4,551,137.01	541,312
純資産の増加額	<u>4,551,137.01</u>	<u>541,312</u>

フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド (Phillip-Aizawa Trust Thai Fund)

ケイマン籍契約型外国投資信託(米ドル建て)

請求目論見書 平成19年 9 月 < 訂正事項分 >

1 フィリップ - アイザワ トラスト タイファンドの受益証券の募集については、管理会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年11月15日に関東財務局長に提出しており、また同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年11月27日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年9月28日に関東財務局長に提出しております。

2 請求目論見書は、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、投資者が請求を行った場合にはその旨の記録をしておくものですが、便宜上、前記の交付目論見書と併せて掲載しておりますのでご利用ください。

3 フィリップ - アイザワ トラスト タイファンドの受益証券の価格は、同ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けます。したがって、純資産価額は変動しますので元本が保証されるものではありません。これらの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。

本書において、「証券取引法」(昭和23年法律第25号)との記載は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行後は、「金融商品取引法」と読み替えます。また、本書において、「金融商品取引法施行後」または「改正投信法施行後」とあるのは、上記証券取引法等の一部を改正する法律ならびにこれに関連して改正される政令および内閣府令等の施行後のことをいいます。なお、同法は平成18年6月14日に公布されていますが、同法の施行は平成19年9月30日からとされています。

金融商品取引法施行後においては、証券取引法および改正前の投資信託及び投資法人に関する法律ならびにこれら関連する政令および内閣府令等の規定に関する記載は、特段の記載がない場合、対応する金融商品取引法および改正後の投資信託及び投資法人に関する法律ならびにこれらに関連する政令および内閣府令等の規定に関する記載とします。

1 請求目論見書の訂正理由

平成19年9月28日に半期報告書および有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、平成18年12月付請求目論見書(以下「原請求目論見書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正するものであります。

なお、本訂正事項分の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 訂正箇所および訂正事項

	頁
表紙	1
ファンドの詳細情報	
第3 管理及び運営	1
第4 ファンドの経理状況	2
第5 販売及び買戻しの実績	9

訂正箇所は、_____下線により示します。

表紙

(前略)

有価証券届出書および有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所 該当事項なし

本書において、「証券取引法」(昭和23年法律第25号)との記載は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行後は、「金融商品取引法」と読み替えます。また、本書において、「金融商品取引法施行後」または「改正投信法施行後」とあるのは、上記証券取引法等の一部を改正する法律ならびにこれに関連して改正される政令および内閣府令等の施行後のことをいいます。なお、同法は平成18年6月14日に公布されていますが、同法の施行は平成19年9月30日からとされています。

金融商品取引法施行後においては、証券取引法および改正前の投資信託及び投資法人に関する法律ならびにこれら関連する政令および内閣府令等の規定に関する記載は、特段の記載がない場合、対応する金融商品取引法および改正後の投資信託及び投資法人に関する法律ならびにこれらに関連する政令および内閣府令等の規定に関する記載とします。

ファンドの詳細情報

第3 管理及び運営(原請求目論見書6頁)

2 開示制度の概要

日本における開示

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合において、その変更の内容が重大なものである場合は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を変更30日前までに公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を日本の知られたる受益者に交付しなければなりません。ただし、かかる書面をすべての日本の受益者に交付したときは、公告することを要しません。

なお、平成18年6月14日に改正された投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)('改正投信法')の施行後は、前段落の記載を、「管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。」に読み替えます。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社および販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

第4 ファンドの経理状況(原請求目論見書14頁)

以下の中間財務書類が追加されます。

フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド

- a. 本書記載のフィリップ - アイザワ トラスト タイファンドの邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」といいます。）は、香港において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」といいます。）を翻訳したものです。フィリップ - アイザワ トラスト タイファンドの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第74条第4項但し書の規定が適用されています。
- b. 原文の中間財務書類は、独立監査人の監査を受けていません。
- c. 邦文の中間財務書類には、原文の中間財務書類中の米ドル表示の金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2007年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル=118.94円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は切り捨てされています。

(1) 資産及び負債の状況

フィリップ - アイザワ トラスト タイフアンド
中間貸借対照表

2007年6月30日現在

	(米ドル)	(千円)
資産の部		
投資有価証券	28,178,162.28	3,351,510
未収入金	1,158,837.96	137,832
現金及び現金同等物	4,167,012.45	495,624
未償却創立費	89,196.68	10,609
資産合計	<u>33,593,209.37</u>	<u>3,995,576</u>
負債の部		
未払受託報酬	7,977.18	948
未払管理報酬	2,392.62	284
未払投資運用報酬	414,689.48	49,323
未払販売報酬	11,963.06	1,422
未払代行協会員報酬	4,785.22	569
未払金および未払費用	<u>3,704,303.15</u>	<u>440,589</u>
負債合計	<u>4,146,110.71</u>	<u>493,138</u>
純資産	<u>29,447,098.66</u>	<u>3,502,437</u>
純資産内訳		
元本	29,720,678.40	3,534,977
利益剰余金(欠損金)	(273,579.74)	(32,539)
	<u>29,447,098.66</u>	<u>3,502,437</u>

フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド
 中間損益計算書

自 2007 年 1 月 5 日 (運用開始日) 至 2007 年 6 月 30 日

	(米ドル)	(千円)
収益		
受取利息	106,191.28	12,630
受取配当	443,180.75	52,711
投資及び金融派生商品からの利益	4,756,595.04	565,749
外国為替純差益	57,439.23	6,831
	<u>5,363,406.30</u>	<u>637,923</u>
費用		
受託報酬	21,192.80	2,520
保管費及び銀行手数料	4,983.79	592
管理事務代行報酬	3,658.54	435
管理報酬	11,317.20	1,346
投資運用報酬	578,045.77	68,752
販売会社報酬	56,585.99	6,730
代行協会員報酬	22,634.38	2,692
監査報酬	10,294.59	1,224
創立費償却	92,416.25	10,991
その他営業費用	11,139.98	1,324
	<u>812,269.29</u>	<u>96,611</u>
営業収益	4,551,137.01	541,312
純資産の増加額	<u>4,551,137.01</u>	<u>541,312</u>

フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド
中間株主持分変動計算書

自 2007 年 1 月 5 日 (運用開始日) 至 2007 年 6 月 30 日

	(米ドル)	(千円)
受益証券割当による収入	26,213,491.65	3,117,832
受益証券買戻による支払	<u>(1,317,530.00)</u>	<u>(156,707)</u>
純分配額	24,895,961.65	2,961,125
純資産の増加額	<u>4,551,137.01</u>	<u>541,312</u>
期末純資産残高	<u>29,447,098.66</u>	<u>3,502,437</u>

(2) 投資有価証券明細表等
株式

(2007年6月末日現在)

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	取得金額		時価		投資 比率 (%)
					単価	合計 (USD)	単価	合計 (USD)	
1	SIAM CEMENT PUBLIC CO LTD - NVDR	タイ	窯業	324,000	THB 244.77	2,278,795.10	THB 258.00	2,419,800.15	8.22
2	BANGKOK BANK PCL -NVDR	タイ	金融	703,000	THB 111.31	2,224,947.06	THB 118.00	2,401,331.49	8.15
3	PTT EXPLORATION & PRODUCTION PCL - NVDR	タイ	石油 ・ガス	748,000	THB 99.51	2,125,301.09	THB 109.00	2,360,167.79	8.01
4	UNITED COMMUNICATION INDUSTRY PCL - NVDR	タイ	情報 ・通信	712,500	THB 58.22	1,193,781.88	THB 76.50	1,577,833.19	5.36
5	SIAM COMMERCIAL BANK PCL -NVDR	タイ	金融	605,000	THB 61.37	1,051,415.63	THB 73.50	1,287,233.98	4.37
6	KASIKORNBANK PCL -NVDR	タイ	金融	586,000	THB 58.16	950,429.71	THB 74.00	1,255,290.14	4.26
7	THAI OIL PCL -NVDR	タイ	石油 ・ガス	570,000	THB 64.32	1,052,949.50	THB 70.50	1,163,265.25	3.95
8	MASS COMM ORGANIZATION OF THAILAND NVDR	タイ	情報 ・通信	1,130,000	THB 27.39	880,085.70	THB 34.25	1,120,350.22	3.80
9	BANK OF AYUDHYA PCL -NVDR	タイ	金融	1,500,000	THB 21.29	911,837.47	THB 24.40	1,059,487.58	3.60
10	PTT CHEMICAL PCL (NVDR)	タイ	化学	341,000	THB 91.55	902,548.94	THB 91.00	898,277.57	3.05
11	AIRPORTS OF THAILAND PCL - NVDR	タイ	運輸	428,000	THB 57.57	710,889.63	THB 59.50	737,183.35	2.50
12	RATCHABURI ELECT GENERATING HLDG -NVDR	タイ	電力	530,000	THB 45.57	675,705.50	THB 46.25	709,581.67	2.41

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	取得金額		時価		投資 比率 (%)
					単価	合計 (USD)	単価	合計 (USD)	
13	THAI AIRWAYS INTL PCL -NVDR	タイ	運輸	565,000	THB 44.76	717,816.67	THB 43.25	707,374.41	2.40
14	BANGKOK EXPRESSWAY PCL - NVDR	タイ	建設	1,000,000	THB 22.92	638,585.73	THB 23.60	683,166.85	2.32
15	BANPU-PUBLIC COMPANY LTD - NVDR	タイ	鉱業	80,000	THB 252.28	583,793.00	THB 266.00	616,008.08	2.09
16	BANGKOK DUSIT MEDICAL SVS PCL (NVDR)	タイ	医療	462,000	THB 41.02	548,034.89	THB 44.75	598,480.22	2.03
17	KRUNG THAI BANK PCL -NVDR	タイ	金融	1,740,000	THB 12.02	601,891.92	THB 11.80	594,355.16	2.02
18	THAI UNION FROZEN PRODUCTS PLC -NVDR	タイ	食品	800,000	THB 24.44	565,219.19	THB 24.90	576,639.14	1.96
19	MINOR INTERNATIONAL PCL (NVDR)	タイ	サービ ス	1,419,000	THB 10.93	430,517.96	THB 13.70	562,752.91	1.91
20	SIAM MAKRO PCL (NVDR)	タイ	商業	198,000	THB 81.95	460,035.17	THB 89.50	512,983.04	1.74
21	SHIN CORP PCL - NVDR	タイ	情報 ・通信	581,000	THB 29.44	495,146.19	THB 30.00	504,559.25	1.71
22	CENTRAL PATTANA PCL -NVDR	タイ	不動産	650,000	THB 21.96	398,364.28	THB 26.75	503,328.97	1.71
23	GLOW ENERGY PCL NVDR	タイ	電力	550,000	THB 32.81	510,057.70	THB 30.50	485,598.47	1.65
24	TOTAL ACCESS COMMUNICATION NVDR	タイ	情報 ・通信	359,000	THB 40.40	419,118.67	THB 41.25	428,679.96	1.46
25	LPN DEVELOPMENT PCL -NVDR	タイ	不動産	1,546,000	THB 7.36	328,829.15	THB 8.00	358,025.75	1.22
26	C P SEVEN ELEVEN PCL -NVDR	タイ	商業	1,250,000	THB 6.12	215,744.21	THB 9.80	354,609.91	1.20

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	取得金額		時価		投資 比率 (%)
					単価	合計 (USD)	単価	合計 (USD)	
27	TISCO BANK PCL - NVDR	タイ	金融	439,000	THB 22.41	277,104.95	THB 27.75	352,648.70	1.20
28	KRUNGTAI CARD PCL -NVDR	タイ	金融	432,000	THB 26.20	326,352.31	THB 27.75	347,025.60	1.18
29	SUPALAI PLC -NVDR	タイ	建設	3,346,000	THB 3.53	341,566.05	THB 3.50	339,007.08	1.15
30	WORKPOINT ENTERTAINMENT - NVDR	タイ	情報 ・通信	560,500	THB 20.04	324,641.10	THB 20.60	334,239.38	1.14
31	BIG C SUPERCENTER PCL -NVDR	タイ	商業	226,000	THB 45.98	297,550.31	THB 49.25	322,202.91	1.09
32	BEC WORLD PUBLIC CO LTD -NVDR	タイ	情報 ・通信	481,000	THB 23.63	328,759.79	THB 23.00	320,248.94	1.09
33	QUALITY HOUSES PCL -NVDR	タイ	不動産	7,000,000	THB 1.27	254,283.47	THB 1.54	312,056.72	1.06
34	CHAROEN POKPHAND FOODS PCL -NVDR	タイ	農業	1,995,000	THB 4.80	276,500.95	THB 5.20	300,303.94	1.02
35	PREUKSA REAL ESTATE PCL (NVDR)	タイ	不動産	1,560,000	THB 6.41	289,280.47	THB 6.40	289,014.32	0.98
36	CPN RETAIL GROWTH PROPERTY FUND (FR)	タイ	金融	860,600	THB 10.19	256,101.88	THB 10.20	254,106.81	0.86
37	ROBINSON DEPARTMENT STORE PCL NVDR	タイ	商業	624,300	THB 10.70	192,290.02	THB 11.20	202,407.29	0.69
38	THE ERAWAN GROUP PCL (NVDR)	タイ	不動産	1,517,000	THB 4.01	175,800.09	THB 4.04	177,411.48	0.60
39	SHIN SATELLITE PCL -NVDR	タイ	情報 ・通信	462,000	THB 10.31	137,523.24	THB 11.30	151,124.61	0.51

第5 販売及び買戻しの実績(原請求目論見書15頁)

以下の内容に更新されます。

サブ・ファンドの運用開始日(2007年1月5日)より2007年7月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2007年7月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
398,166 (398,166)	23,620 (23,620)	374,546 (374,546)

(注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。